

宮崎県後期高齢者医療広域連合 障害者活躍推進計画

機関名	宮崎県後期高齢者医療広域連合
任命権者	広域連合長
計画期間	令和5年7月1日～令和10年3月31日（5年間）
宮崎県後期高齢者医療広域連合における障害者雇用に関する課題	<p>宮崎県後期高齢者医療広域連合事務局は、県内の市町村からの派遣職員と会計年度任用職員で構成され、直接雇用は会計年度任用職員のみであり、これまで障害者に限定した募集・採用は行っていない。</p> <p>また、これまで障害のある職員の在籍や、会計年度任用職員の募集に障害者からの応募もなかったため、組織的な体制整備を行っていなかったが、今後は、障害者である職員が在籍する可能性も考慮した体制整備を行う必要がある。</p>
目標	
①採用に関する目標	○障害者である職員が在籍する場合を想定し、職員の障害者雇用の推進に関する理解を促進する。
②定着に関する目標	○障害者である職員が在籍することとなった場合、適切な環境整備等に努め、不本意な離職者を生じさせない。
取組内容	
1. 障害者の活躍を推進する体制整備	<p>○障害者雇用推進者として総務課長を選任する。</p> <p>○障害者である職員の相談窓口を総務課に設置する。</p> <p>○障害者雇用推進者は、障害者職業生活相談員の選任義務が生じた場合、速やかにこれを選任し、所管の公共職業安定所に選任の届出書を提出する。当該選任しようとする者が資格要件を満たさない場合、労働局が開催する障害者職業生活相談員資格認定講習を受講させる。</p>
2. 障害者の活躍の基本となる職務の選定・創出	○在籍する職員が障害者となった場合や障害者である職員を雇用する場合には、障害者本人と相談しつつ、負担なく遂行できる職務の選定及び創出について検討する。
3. 障害者の活躍を推進するための環境整備・人事管理	<p>○相談窓口への相談のほか、職員面談の際、障害者である職員に対しては、必要な配慮等の有無を把握することとし、その結果を踏まえて検討を行い、継続的に必要な措置を講じる。</p> <p>○なお、措置を講じるに当たっては、障害者からの要望を踏まえつつも過度な負担にならない範囲で適切に実施する。</p> <p>○障害者雇用のリーフレットを活用し、職員の障害者雇用に関する理解を促進する。</p>
4. その他	○国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律に基づく障害者就労施設等への発注等を通じて、障害者の活躍の場の拡大を推進するよう努める。